

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗

理 事 宮城政剛



「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、
搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用について」の通知が届きましたのでご案内申し上
げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:前泊・石垣 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 523号
令和 4年 7月 8日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 宮里達也



「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、
葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について (周知依頼)

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

標記ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に際
しては、遺族等の方の心情や遺体識別の観点から、少なくともお顔の部分が透明な非透過性
納体袋の使用が推奨されているところです。

他方で、透明でない納体袋に遺体が格納されている事例もあり、この場合、遺族等がご遺
体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあるとのこととす。

本通知は、標記ガイドラインの適切な運用のため、再周知の依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴管下
関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について (周知依頼)
(令和4年7月4日 (日医発第634号 (法安) (健II)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 634 号(法安)(健Ⅱ)

令和 4 年 7 月 4 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
細川 秀一
釜 菴 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について（周知依頼）

標記ガイドラインにつきましては、令和 2 年 7 月 31 日付「厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について（情報提供）」（法安 50）（健Ⅱ 232）により情報提供させていただいたところです。

標記ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に際しては、遺族等の方の心情や遺体識別の観点から、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用が推奨されているところです。

他方、透明でない納体袋に遺体が格納されている事例もあり、この場合、遺族等がご遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあることから、今般、標記ガイドラインの適切な運用のため、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）等に対し再周知され、本会にも別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましても、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、標記ガイドラインにつきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け））】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

事務連絡
令和4年6月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について
(周知依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。)の適切な運用に努めていただいていることと存じます。他方で、御遺体が、透明でない納体袋に格納されている事例もあり、この場合、御遺族が御遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあると考えられます。

本件については、別添の通り各都道府県衛生主管部(局)等に再周知しておりますが、貴会におきましても下記の点(ガイドライン5ページ等)について御了解の上、貴会管下関係機関等に対し、周知の程、よろしく御願い申し上げます。

- ① 御遺体は感染管理の観点から、液体が浸透しない非透過性納体袋に収納することが推奨されているものの、色については透明でも感染対策上の支障はなく、御遺族等の方の心情や御遺体識別の観点から、「お顔の部分が透明な」非透過性納体袋の使用が推奨されること。
- ② 都道府県や医療機関等が納体袋を調達するに当たっては、「お顔の部分が透明の」と仕様書に記載いただく等、①の趣旨に沿った対応が推奨されること。

事務連絡
令和4年6月30日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について（周知依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。他方で、御遺体が透明でない納体袋に格納されている事例もあったと承知しており、この場合、御遺族が御遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあると考えられます。

これまでもガイドライン（ガイドライン5ページ等）において「少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨」することについてお示ししているところですが、以下の点に御留意いただき、改めて関係機関に一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

- ① 御遺体は感染管理の観点から、液体が浸透しない非透過性納体袋に収納することが推奨されているものの、色については透明でも感染対策上の支障はなく、御遺族等の方の心情や御遺体識別の観点から、「お顔の部分が透明な」非透過性納体袋の使用が推奨されること。
- ② 都道府県や医療機関等が納体袋を調達するに当たっては、「お顔の部分が透明の」と仕様書に記載いただく等、①の趣旨に沿った対応が推奨されること。

また、葬儀等においては、一般的な感染対策を行った上で、御遺族等のお気持ちに最大限寄り添った対応を行うことが求められることから、改めて「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて」（令和3年6月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、健康局結核感染症課連名事務連絡）の内容及び趣旨を御確認の上、貴管内の火葬場

における状況を御確認いただくとともに、上記と併せて関係機関に対して一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体については、経済産業省から、別途、御遺族に寄り添った葬儀等に向けた適切な運用のお願いを行うこととしておりますので、申し添えます。